○航空法関係手数料令(平成九年政令第二百八十四号)(抄)航空法関係手数料令の一部を改正する政令案新旧対照条文

(略)	(略)	六 (略)	(略)	(略)	七 (略)
(略)	(略)	五 (略)	(略)	(略)	六 (略)
(略)	(略)	四 (略)	(略)	(略)	五 (略)
			千五百五十円	全部を行わない場合定により国土交通大臣が試験の用する法第二十九条第四項の規用する法第二十五条第四項の規	시 취 및 제
			二万九千八百円	実地試験を受けようとする場合	明を申請する者って
			二万二千六百円	学科試験を受けようとする場合	
Í		明を申請する者明を申請する者	ĺ	, and the second	明 項 う
(略)	(略)	三 国土交通大臣が行	(略)	(略)	三 国土交通大臣が行
(略)	(略)	一•二 (略)	(略)	(略)	一•二 (略)
手数料の額	区分	い者 納付しなければならな	手数料の額	区分	い者 納付しなければならな
		別表第三(第三条関係)			別表第三(第三条関係)
	現行			改正案	

(傍線部分は改正部分)